

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、四一
号

(火曜日)

四

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 換地処分（二件）

鳥獣保護区の設定

銃猟禁止区域の設定

**鳥獣保護区の設定の一部改正
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗
に係る事項の変更の届出**

公
告

土地区画整理組合の解散の認可

都市計画変更の図書の総覧

選管告示

不在者投票を行ふべくとかて施設の指定

正
譜

平成十四年三月二十九日付
島根県報号外第三六号

人事課

七

鹿児島県告示第八百九十九号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第三項の規定により、鹿足郡守と野町土地改良区理事長から名賀地区第一工区における換地処分を平成十四年九月三十日付けで行つた旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

医師の氏名	診療科目	從事する医療機関	指定年月日
名 称	所 在 地		
石光亮太郎	耳鼻咽喉科	島根医科大学 医学部附属病院	平成十四年十月一日
景山 省次	内科	島根医科大学 医学部附属病院	出雲市塩治町八九一
村田 明道	耳鼻咽喉科	一	一
斐川生協病院	斐川郡斐川町直江四	一	一

島根県告示第八百九十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年島根県規則第十七号）第二条の規定により告示する。

平成十四年十月十五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第九百号
土地改良法（昭和

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）

第五十四条第三項の規定により、審

鹿足郡

津和野町土地改良区理事長から名賀地区第二工区における換地処分を平成十四年九月三十日付けで行つた旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年十月十五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第九百一号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ五第五項の規定に基づき、次とのおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を設定した。

平成十四年十月十五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第九百二号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項の規定に基づき、次とのおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八百八号）第二十条の規定により告示する。

平成十四年十月十五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第九百三号

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

馬谷キジ・ヤマドリ
捕獲禁止区域
一区域
益田市の一部

三 存続期間
平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで
二 面積
一、二九二ヘクタール

三 存続期間
平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで
一 面積
一区域

三 存続期間
平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで
一 面積
一区域

伊木・水上谷キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	島の星キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	笛煙キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	宍道東キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域
一区域 面積 五四〇ヘクタール	一区域 面積 江津市の一 部	一区域 面積 邑智郡川本町の 一部	一区域 面積 八束郡宍道町の 一部

一、四〇〇ヘクタール
存続期間
平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで

二、四〇〇ヘクタール
存続期間
平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで

三〇五ヘクタール
存続期間
平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。	亀の原池鳥獣保護区
	一区域 面積 六・二ヘクタール 存続期間 平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

一区域
面積
大原郡木次町の
一部

二、四ヘクタール
存続期間
平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

三、四ヘクタール
存続期間
平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

差海川銃獵禁止区域	大野原銃獵禁止区域	みやび湖銃獵禁止区域	川本銃獵禁止区域	二面積 三八ヘクタール
				三存続期間 平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで
一区域 一面積 三存續期間 で 平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで	一区域 一面積 三存續期間 で 平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで	一区域 那賀郡弥栄村の一部、同郡三隅町の一部、及び美濃郡美都町の一部 二面積 三四ヘクタール	一区域 邑智郡川本町の一部 二面積 二七八ヘクタール	一区域 簸川郡斐川町の一部 二面積 一七一ヘクタール
				三存續期間 平成十四年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第九百六号

鳥獣保護区の設定（平成四年島根県告示第九百三十一号、同第九百三十三号及び平成九年島根県告示第八百二十五号）の一部を次のように改正し、平成十四年十一月一日から施行する。

平成十四年十月十五日

島根県知事 澄田信義

コウヤマキ自生林鳥 獣保護区	觀音滝鳥獣保護区	鰐淵鳥獣保護区	来待鳥獣保護区	各鳥獣保護区の項を次のように改める。	
一区域 一面積 三存續期間 で 平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで	一区域 鹿足郡柿木村の一部 二面積 六九ヘクタール	一区域 出雲市の一一部、及び平田市の一一部 二面積 五六〇ヘクタール	一区域 八束郡宍道町の一部 二面積 二七五ヘクタール	一区域 簸川郡斐川町の一部 二面積 一七一ヘクタール	
				三存續期間 平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで	
一区域 一面積 三存續期間 で 平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで	一区域 邑智郡石見町の一部、及び同郡桜江町の一部 二面積 一一四ヘクタール	一区域 邑智郡六日市町の一部 二面積 四八ヘクタール		三存續期間 平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで	

				宍道湖鳥獣保護区
				一 区域 松江市の一部、平田市の一 部、八束郡玉湯町の一部、及 び同郡宍道町の一部
			二 面積 八、七九〇ヘクタール	二 存続期間 平成十四年十一月一日から平成二 十四年十月三十一日まで
		斐伊川鳥獣保護区		三 存続期間 平成十四年十一月一日から平成二 十四年十月三十一日まで
		高島鳥獣保護区		
		一 区域 出雲市の一 部、平田市の一 部、及び簸川郡斐川町の一部		
		二 面積 五七九ヘクタール		
		三 存續期間 平成十四年十一月一日から平成二 十四年十月三十一日まで		
		一 区域 益田市の一 部		
		二 面積 三〇ヘクタール		
		三 存續期間 平成十四年十一月一日から平成二 十四年十月三十一日まで		
		燒火山鳥獣保護区		
		一 区域 隱岐郡西ノ島町的一 部		
		二 面積 三八九ヘクタール		
		三 存續期間 平成十四年十一月一日から平成二 十四年十月三十一日まで		
樂山鳥獣保護区				
一 区域 松江市的一 部				
二 面積 四〇ヘクタール				
三 存續期間 平成十四年十一月一日から平成二 十四年十月三十一日まで				

		かんべの里鳥獣保護区
		一 区域 松江市的一 部
		二 面積 三九ヘクタール
		三 存續期間 平成十四年十一月一日から平成二 十四年十月三十一日まで
		愛宕山鳥獣保護区
		一 区域 平田市的一 部
		二 面積 二四〇ヘクタール
		三 存續期間 平成十四年十一月一日から平成二 十四年十月三十一日まで
		一の谷鳥獣保護区
		一 区域 出雲市的一 部
		二 面積 二七〇ヘクタール
		三 存續期間 平成十四年十一月一日から平成二 十四年十月三十一日まで
		瑞穂青少年旅行村鳥 獣保護区
		一 区域 邑智郡瑞穂町的一 部
		二 面積 二〇二ヘクタール
		三 存續期間 平成十四年十一月一日から平成二 十四年十月三十一日まで
備考	区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支厅及び各農林振興センターに備え 付けて供覧する。	

島根県告示第九百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があ
つたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示す
る。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十四年十月十五日

島根県知事 澄田信義

- (三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容
- (五) 意見を述べる理由
- 3 その他

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デパートバラオ 島根県出雲市今市町二五九番地一

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

出雲商業開発株式会社 代表取締役 三吉庸善 島根県出雲市今市町二五九番地一

協同組合出雲ショッピングセンター 代表理事 坂根直樹 島根県出雲市今市町二

五九番地一

株式会社マイカル 管理人 岡田元也 大阪府大阪市中央区船場中央二一一番五一

三二八号 船場セントラービル五号館三階

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時

(変更後) 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時

4 変更の年月日

平成十四年十月六日

二 届出年月日 平成十四年十月二日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 出雲市商工振興課(出雲市今市町一〇九番地二)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあつては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

公 告

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定により、次の土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により公告する。

平成十四年十月十五日

島根県知事 澄田信義

一 土地区画整理組合の名称

東出雲町揖屋西新西土地区画整理組合

二 事務所の所在地

八束郡東出雲町大字揖屋町一一四二番地

三 解散認可の年月日

平成十四年十月十五日

一 都市計画の種類

宍道都市計画下水道

島根県知事 澄田信義

島根県土木部下水道推進課

選挙管理委員会告示**島根県選挙管理委員会告示第三十九号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第三項第二号、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成十四年十月十五日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

施設の名称	所在地	指定年月日
三笠記念病院	邑智郡瑞穂町大字上田所 三十九番地五	平成十四年十月十一日

正 誤

平成十四年三月二十九日付け島根県報号外第三六号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ	二
段	下
行	始めから六
誤	受講生
正	受講者

平成
十四年
十月十五日
毎週火・金曜日発行

発行者 島根県

印発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)

毎週火・金曜日発行